

タウンミーティング（大保木地区）

「地区における課題及び要望」

開催日：平成31年3月9日（土） 13時30分～15時00分

開催地域：大保木地区（大保木公民館開催）

地域・団体	地区における課題及び要望		回答 (現在の状況や今後の方針)	担当部署
1 全体	防災	災害発生時における通信・交通手段の途絶及び情報収集手段の確保が困難であること	西条市では、自治会長宅に市の衛星携帯電話を設置しているほか、住民の方に災害情報モニターを委嘱して、災害発生時における通信連絡手段の確保に努めています。災害時には、近隣同士で助けあうことができる「共助」の関係づくりが重要だと考えております。自治会の研修会に危機管理課職員も派遣しますので、ご相談ください。	危機管理課 (0897) 52-1282
2	道路	市道整備の希望		
		① 市道16.17号線舗装(中奥)	市道16号線は、(主)西条久万線から東浦集落に向かう大保木16号線のことであり、延長は約1.5km、幅員は3.2m～7.6mの市道です。同じく市道17号線は、(主)西条久万線の淀バス停付近の旧道で、淀集落を通る大保木17号線のことであり、延長は約0.2km、幅員は4.4m～4.8mの市道です。自治会や利用者の方とも相談しながら、通行に危険な箇所の補修を検討してまいりたいと思います。	建設道路課 (0897) 52-1541
		② 市道16.17号線から治平堂に続く道の舗装(中奥)	治平堂駐車場に続く道路は市道ではないため、建設道路課での舗装は出来ないと考えます。	
		③ 市道兎之山、東宮線の拡幅落石防止(兎之山)	市道兎之山東宮線は、国道196号から兎之山発電所を経由して、兎之山集落を結ぶ延長約2.4km、幅員4m程度の2級市道です。台風が通過するたびに崩落土砂や倒木による通行止めが発生していますが、山側斜面が急峻で、路側側もすぐ加茂川となっているため、拡幅や落石防止対策を行うことは困難です。兎之山集落へは、(主)西条久万線からも進入するルートがあるため、当面は拡幅等は行わず、通行止めの際に崩落土砂を速やかに撤去できる体制を維持したいと思います。	
		④ 市道修理(甲2)(細野)	平成30年10月に伊藤新平議員からの連絡を受けて、現地を確認後、1月に舗装修繕を行いました。	
		⑤ 市道15号線における転落防止安全策(中奥)	市道15号線は、ふれあいの里入口に架設された赤い千野々橋を渡ったところから、大保木発電所方面に向かう大保木15号線であり、延長は約1.6km、道路幅は1.8m～8.4mの市道です。転落防止の安全対策が必要な箇所について、現地を一緒に確認させて頂きたいと思います。	
		⑥ 市道16号線崩落箇所の修復工事(中奥)	3月15日頃に路肩復旧工事の実施を予定しています。	
		⑦ 市道、農道の舗装修繕の方針について(兎之山)	市道の舗装修繕については、全市的に要望数も非常に多く、すべてに対応することは困難であるため、自治会や利用者の方と相談しながら、通行に危険な箇所から優先順位を付けて取り組んでまいります。農道を含め、具体的な場所の確認を一緒にさせていただきたいと思います。	
		⑧ 猪による被害等により、一部集落に通じる市道が傷んでいる(大保木)	被害箇所について、現地を一緒に確認させて頂きたいと思います。	
⑨ 大保木診療所裏生活道修復工事(中奥)	大保木診療所への道路等は市道ではありませんが、危険箇所について現地を一緒に確認させて頂きたいと思います。			
3	県道について	県道におおいかぶさる樹木の伐採(兎之山バス停付近)	(主)西条久万線の「樹木の伐採、照明灯の設置、舗装等」については、道路管理者である東予地方局建設部道路課へ市を通じてお願いしました。	建設道路課 (0897) 52-1541
		県道の防犯灯設置(兎之山～大保木)		
		県道12号線西条久万線の舗装		
		県道沿いについて、擁壁上のフェンスから雑木が道路にせり出していたり倒木があったりと通行していて恐怖心を覚えることがある		
4 中奥	林業	放置林の整備(特に集落周辺の放置林、竹林)の整備の推進	現在、河川・溪流沿いの放置林を市の費用で整備(間伐)する「水源の森整備事業」を行っています。大保木地区は、平成26～29年度の4年間で約120haの整備を行いました。この事業による大保木地区の森林整備は終了しましたが、昨年成立した「森林経営管理法」により、市が市内の森林を適切に管理することが義務付けられました。今後は、同法により、まずは市内の放置林の調査等を行い、その後、放置林対策事業を順次進めていきたいと考えております。	林業振興課 (0897) 52-1504
		地権者の問題(境界がわからない、相続されていない等)への有効な問題解決に向けて国に働きかけてほしい	現在、国土調査が完了していない大保木、加茂地区において順次国土調査を進めています。また、国は「森林経営管理法」により、相続されていない、所有者不明などの森林においても、一定の手続きを踏めば森林整備ができるよう法改正を行いました。これらの事業により、少しずつでも地権者の問題が解決に向かい、森林整備が進むものと考えています。	
		災害に強い西条市になっていくために、山林整備、林業や土木の施工方法の議論をどんどん発展させてください 山にダメージを与えると災害の要因になりえます	災害に強い西条市になるためには、林業を活性化して、森林を整備することにより災害に強い山にすることが重要であると考えています。今後も引き続き、関係団体及び関係各課と連携し、災害に強い山づくりを進めていきたいと考えています。	
7	施設	指定文化財「ひまや」修復	市指定文化財である「ひまや」の状態は市も把握はしておりますが、屋根が杉皮葺きであるなど材料や工法が今日的には特異であり、施工できる職人の確保等、課題も考えられます。また「ひまや」は個人の方の所有となっておりますが、文化財の維持管理は原則、所有者に委ねられており、修復も所有者が行う事として、その判断は所有者が決定することとなります。なお、所有者による維持管理が困難な場合は、関係者や地元有志による管理団体を設け、その団体が維持管理を行うという方法もあり、修復に関しては、市の補助金制度(市指定文化財の場合、経費の1/2(上限100万円))を活用していただくことも可能です。	社会教育課 (0897) 52-1591
		大保木公民館、講堂の老朽化対策	公民館講堂については、昭和26年建築の古い建物ですが、都度修繕をしながら利用していただいております。建物の状況は比較的良好であると認識しています。現在、急を要するものや大規模な修繕要望はありませんが、今後も地元と協議の上、必要な修繕を行っていきたくと考えております。	教育総務課 (0897) 52-1353
		大保木診療所の今後	現在、西条市医師会、秋山医院秋山医師の協力のもと週1回の診療を実施し、定期的な受診や予防接種などが行われています。秋山医師からは今後も可能な限り大保木診療所での診療を行っていただけるとのお言葉をいただいておりますので、施設管理等の地元自治会の協力を得ながら、診療所の運営継続をしていただき、市としても、関係機関と意見交換を行いながら、医療サービスの提供を行っていかねばと考えています。	健康医療推進課 (0897) 52-1395
10	道路	集落入り口、極楽寺前に車両の減速させる措置をしてほしい(川遊びの子供たちがひかれそうになるのを何度も目撃しています)レジャーや工事の車がすごいスピードで走っている	極楽寺前は駐車場とお寺を結ぶ横断歩道があるものの、カーブによる見通しが悪いことから、市を通じて、道路管理者である東予地方局建設部道路課と西条警察署へ対応策をお願いしました。	建設道路課 (0897) 52-1541
		河川	加茂川河川敷修復工事(ふれあいの里前 伊藤富子さん下)	河川管理者である愛媛県で現在、災害復旧工事を実施しています。
12 浦山	道路	浦山市道の復旧。 ・平成26年に山腹崩壊してから現在6年目で車の通行ができない状態なので今年度予算で早急に通行できるようにお願いします。 ・迂回路があっても舗装していない場所があり、路面が悪くて通りづらい。 ・車が通行できないため、浦山神社や他の行事も中止している。 ・県のり面工事はもう少しなので、早く終わらせて市道工事を行い、車が通行できるようになってから、浦山市道の路面と側溝の補修工事を行ってほしい。	市道大保木2号線は平成26年10月に大規模な斜面崩落が発生し、現在愛媛県による治山工事が行われているものの、未だ完了しておらず、市道の通行止めは5年目に入っています。県に進捗状況を確認したところ、昨年発生した7月豪雨と9月の台風24号の影響で、施工済み法面が再度被災を受け、工事に遅れが生じているとのことでした。市道復旧については、県の治山工事の進捗も見ながら、平成32年3月末に完了させる予定ですが、今後も治山工事は続く見込みで時間帯通行規制は継続されることから、引き続きご協力をお願いいたします。	建設道路課 (0897) 52-1541
13 兎之山	施設	自治会の避難所(松岡神社)のトイレ、及び水道の整備	西条市では、大規模災害に備えて各家庭に3日分の食料を入れた非常品持出袋と、それとは別に1週間分の物資の備蓄について啓発しております。災害が落ち着くまで一時的に避難する場所についても自治会や自主防災組織であらかじめ設定するようお願いしておりますが、その場所の整備については自治会内で対応をお願いしております。	危機管理課
	防災	防災行政無線の受信機の設置	本市の避難情報は屋外の防災行政無線放送設備や集会所から流れますが、屋内で聞き取りにくい場合は、携帯電話やテレビでもお知らせしておりますのでご活用ください。	(0897) 52-1282